

第1章 本マニュアルの主旨と活用方法

平成26年に地域支援事業が改正され、総合事業の中の介護予防機能を強化するためにリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する事業として「地域リハビリテーション活動支援事業」が開始されました。その事業の中で、地域ケア会議、住民主体の通いの場や訪問相談など様々な場面で、リハビリテーション専門職が地域での活躍を担うことができるようになってきました。

県では、介護予防におけるリハビリテーション専門職の関与によるメリットの周知やリハビリテーション専門職の地域リハビリテーションへの理解が十分ではないといった課題あり、平成27年度に、市町村が介護予防を推進し、自立支援の強化を図るためのリハビリテーション専門職の活用例やリハビリテーション専門職向けの市町村事業の理解や関与の仕方などの実践例を記載した、「リハビリテーション専門職等の活用の手引書」を作成し、リハビリテーション専門職の関与を促進してきました。しかし、リハビリテーション専門職の関わりは、事業一つ一つの協力を留まり、各市町村の描くビジョンを共有する場には参画できていないことが多く、いわゆる「体操の先生」のような関わりでの成果しか残せていないという課題ができています。

今回、市町村が実施している様々な事業において、効果的にリハビリテーション専門職を活用するためには、リハビリテーション専門職とどのように連携を図るのか、また、リハビリテーション専門職が、各市町村が思い描くビジョンを共有する場から関わり、共生型社会、認知症、フレイル予防、介護予防などの視点をもって評価、提案ができるようになるために、「地域包括ケアシステム構築に向けたリハビリテーション専門職の活用手引書」を作成しました。この手引書は、リハビリテーション専門職が市町村事業へどのようなきっかけで関わることになったか、どのように市町村と連携を図ってきたかなど具体的な事例をまとめたものになります。市町村の保健・医療・福祉に携わる職員やリハビリテーション専門職がこの手引書を積極的に活用していただき、市町村とリハビリテーション専門職が繋がるきっかけとなり、ひいては、地域包括ケアシステムの構築となることを期待しています。